

平成 27 年 12 月 25 日
道 路 局

「道路法第 37 条の改正に伴う道路の占用の禁止又は制限」 に係る取扱いについて

災害が発生した場合において緊急輸送道路や避難路としての機能を果たすことが想定される防災上の観点から重要な道路については、道路上に設置された占有物件が地震等により倒壊するなどにより、緊急車両等の通行や地域住民等の避難に支障をきたすようなことはできる限り避けなければならないところです。

このため、道路法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 30 号）が、平成 25 年 9 月 2 日に施行され、防災上の観点から重要な道路について、その緊急輸送道路や避難路としての効用を全うさせるために必要と認める場合に、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 36 条による義務占有規定を適用しないこととし、道路管理者が区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができるよう措置されました。

これを受けまして、本日、各地方整備局等に対して、国が管理する道路における運用の方法等を定めた通達を发出了したので、お知らせいたします。（別紙 1 参照）

なお、本年 11 月 19 日から 12 月 18 日までの間に実施しました、本件に係るパブリックコメントの結果等につきましては、e-Gov ホームページにも掲載しております。（別紙 2 参照）（アドレス：<http://www.e-gov.go.jp/index.html>）

<問い合わせ先>

道路局 路政課 道路利用調整室 課長補佐 樋口（内線 37362）
代表 03-5253-8111 直通 03-5253-8481 FAX 03-5253-1616
道路局 環境安全課 課長補佐 田中（内線 38272）
直通 03-5253-8495

※本記者発表資料については、国土交通省ホームページ（アドレス：<http://www.mlit.go.jp>）にも掲載しています。